

運営のための基本的な事項に問題が生じている場合においては、標準数の確保について指導を徹底すること。

特に大幅に下回る場合は、理事者等との懇談の機会を設け、問題の所在、対応すべきこと等について理解を促すことなどの手法により、重点的に是正を指示すること。

また、査察指導員及び現業員に、社会福祉法第15条第6項で必須とされる社会福祉主事資格を有する者の配置を求める一方、資格を有しない者が配置されていた場合は、同資格の取得見込みを確認すること。

査察指導員は現業員経験があることが望ましいこと。

(4) 都道府県・指定都市本庁が実施する監査の留意点

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

については、本庁の監査に当たっては、より効果的な監査を実施する観点から、次の点に配慮されたい。

ア 監査体制の充実等

近年の市町村合併により郡部福祉事務所が減少したため、本庁の監査担当職員においても、生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加することが懸念され、本庁の監査体制の強化が喫緊の課題となっている。

については、監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

また、本庁が行う監査の実効性を確保するためには、監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその監査に当たること。

イ 福祉事務所の課題に応じた的確な監査の計画と実施

都道府県・指定都市本庁が実施する監査において、

- ・ 例年、同じような事項が指摘される福祉事務所
- ・ 例年、多数の事項が指摘される福祉事務所
- ・ 指摘率の改善が進まない福祉事務所

が、見られるところである。

これらの要因として、監査実施要綱において十分に検討することとしている、「保護の決定手続及び方法並びに被保護者の自立助長等個別的援助の取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件」となる事項について検討がされていないか、または不十分であるため、ケース検討結果のみをもって、福祉事務所に対する助言指導が行われていることが考えられる。

監査においては、ケース検討結果と併せて、査察指導の状況等についてのヒアリング及び台帳等による実施状況の確認結果等により、福祉事務所が抱える問題点を把握・分析することが重要である。

福祉事務所に対しては、その把握・分析した結果を踏まえ、過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を整理の上、各福祉事務所ごとの指導台帳を整備し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう助言指導すること。

については、各本庁における監査の実施方法等を点検し、必要な見直しを行い、その充実を図ること。

ウ 監査結果に係る是正改善措置の確保

(ア) 監査結果に基づく是正改善指示の徹底

監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全てが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

については、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

福祉事務所に対する監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。

都道府県・指定都市本庁が実施する監査の結果に係る改善措置の進捗状況については、期限を付して報告を求め、内容を十分に確認・検討するとともに、特別監査（確認監査）や巡回指導等により把握し、内容が不十分と認められる場合にあつては、必要に応じて特別監査（確認監査）を積極的に実施し、是正改善状況を実地により詳細に検討することにより、継続的な改善指導を行い、当該福祉事務所における監査結果の指示事項に対する是正改善の状況の確認を徹底すること。

所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題点の所在を十分認識させるとともに、問題点の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図られるよう助言指導すること。

(イ) 生活保護特別指導監査事業の適正実施

生活保護特別指導監査事業（以下「特別指導監査」という。）については、生活保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図るため、「セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局通知）」の別紙の別添2「生活保護適正実施推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき鋭意取り組んでいただいているところである。

実施要領においては、特別指導監査は「一般指導監査」、「特別指導」及び「確認監査」を実施し、「一般指導監査」において是正改善を要するケース及び自立が期待されるケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこととしているので、実施に当たっては、実施要領に沿った適正な内容とするよう留意願いたい。

エ 小規模福祉事務所に対する助言指導の充実強化

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約3分の1を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、実施水準の維持に工夫が必要な状況にある。

従って、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するため、以下を参考に本庁による具体的支援策について検討すること。

- ・ 小規模福祉事務所等に対する巡回指導の実施
- ・ 査察指導マニュアル、査察指導台帳等の提示
- ・ 査察指導機能の充実強化を図るため新任査察指導員研修等の実施
- ・ 所内研修の実施が単独では困難な福祉事務所を対象とした現業員研修等の実施
- ・ 就労支援員や精神科嘱託医の確保など人材の確保についての支援

なお、研修会等の実施に当たっては、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用されたい。

2 国が実施する監査等について

(1) 平成21年度における監査計画について

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）においてお示しした、国の実施する法施行事務監査の3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福

祉事務所等については、必要に応じ特別監査を実施することとしているので了解願いたい。

① 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

② 一般監査A：29道府県市

北海道、青森県、秋田県、埼玉県、千葉県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県

札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

③ 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

(2) 研修会等の開催について

平成21年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

① 新任査察指導員基礎研修会

福祉事務所において現業員を指導する立場である査察指導員については、2割以上が現業員経験がなく、さらに現業員が3人以下の福祉事務所については、査察指導員の約4割が現業員経験がない者となっている。

このような状況等を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、下記のとおり新任の査察指導員に対する基礎的な研修を実施する予定である。詳細については、決定次第連絡することとしている。

特に、管内の小規模福祉事務所の査察指導員の参加について、よろしくお取り計らい願いたい。

- ・対象者：新任の査察指導員（特にCW未経験者）
 - ・開催時期：平成21年5月11日～15日（予定）
 - ・開催日数：5日
 - ・開催場所：首都圏
 - ・研修内容：生活保護の基礎知識と査察指導員としての業務の基本
- ※1 従来、国立保健医療科学院で実施していた新任査察指導員研修会は廃止（自立支援の研修へ振り替え）。
- ※2 なお、例年8月に開催している「全国生活保護査察指導員研究協議会」の対象者については、各都道府県・指定都市・中核市より推薦を受けた査察指導員（原則、各1名）とし、基礎研修会の出席者とは明確に区分する予定。

② 生活保護指導職員リーダー研修

現状に即した効果的・効率的な監査の実施を目的として、監査手法についての研修とともに情報交換を行うため、下記のとおりリーダー研修を実施する予定である。詳細については、決定次第連絡することとしている。

- ・対象者：都道府県・指定都市の生活保護指導職員
（中核的役割を果たす職員）
 - ・開催時期：平成21年5月25日～29日（予定）
 - ・開催日数：5日
 - ・開催場所：首都圏
 - ・研修内容：生活保護の指導監査の手法及び指導方法
- ※ 従来、国立保健医療科学院で実施している都道府県・市指導監督職員研修は、新任者の研修として存続。

③ ブロック会議の開催について

平成21年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。詳細については、決定次第連絡することとしている。

生活保護法施行事務監査事項（案）

(*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。)

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。 (4) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。 (5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。 (6) 相談者に対し、<u>「居住地がなければ保護申請できない」</u>、<u>「稼働年齢層は保護申請できない」</u>等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。 また、申請の意思が表明された者に対しては、申請書を交付しているか。 (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。 (8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ <u>急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。</u></p> <p>エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>ウオ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) <u>他法他施策の活用状況</u></p> <p>ア <u>年金、手当、その他の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。</u></p> <p>エイ <u>要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用が優先について検討されているか。</u></p> <p>(3) <u>病状及び稼働能力活用状況の把握</u></p> <p>病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(4) <u>扶養義務履行の指導状況</u></p> <p>ア 扶養義務者の存否の確認が行われているか。</p> <p>また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されているか。</p> <p>また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。</p> <p>エ 重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について調査されているか。<u>重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときは、再照会を行っているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会が行われているか。</u></p> <p>オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>カ <u>重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。</u></p> <p>キ <u>重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。</u></p> <p>ク <u>扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理が行われているか。</u></p> <p><u>また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査が、年1回程度行われているか。</u></p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の援助について町村との連携は十分図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p>	<p>1 権利、義務の周知徹底 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。 <u>なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。</u> <u>またさらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</u></p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については<u>定期的少なくとも12箇月ごと</u>に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査(稼働日数、給与額等)は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外(年金、保険金、補償金、仕送り等)の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書(写)等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給資格権の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>ウ 課税状況調査の実施状況</p> <p><u>(ア) 毎年、全ケースの世帯員全員について、一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。</u></p> <p><u>なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。</u></p> <p><u>またさらに、その調査結果をが決裁するなどされているか。適切また、法第78条適用の処理が、遅くとも年度内に処理及び把握がな完結されているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>(イ) 課税状況調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税状況調査を的確に行う体制の整備が図られているか。</u></p> <p>(3) 年金等の受給資格権の確認</p> <p>ア 一定の年齢に達した者について、<u>年金加入状況確認調書</u>社会保険庁より誕生月に送付される<u>年金定期便</u>を活用するなど、<u>老齢基礎年金等の受給資格権</u>について確認されているか。</p> <p>イ 一定の障害の状態にある者について、<u>障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給資格権</u>について確認されているか。</p> <p>ウ <u>遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給資格権</u>について確認されているか。</p> <p>(4) <u>扶養能力調査の実施その他、他法他施策の活用</u> <u>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</u><u>身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、障害者自立支援医療の活用の可能性等、他法他施策の活用について検討されているか。</u></p> <p>(5) <u>入院患者日用品費等給付</u><u>入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱</u> <u>入院患者日用品費及び年金等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 援助方針の策定</p> <p>(1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の<u>関係機関調査の結果</u>により把握された<u>実態生活状況を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか</u>個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針が策定されているか。</p> <p>また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。</p> <p>(2) 多様なニーズを抱える高齢者世帯等の援助方針は、個々のケースの実態を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(3) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、<u>必要に応じケース診断会議等に諮る</u>などで組織的に検討されているか。</p> <p>(4) 援助方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがされているか。(ケースの状況等に變動がない場合であっても年1回以上<u>見直すこと</u>)</p> <p>(5) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。</p> <p>4 訪問調査活動の充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、<u>ケースの実態生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導など</u>、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。</p> <p>またなお、<u>個々の被保護世帯への訪問基準の設定に当たっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に基づき<u>沿って確実に実施</u>されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>5 就労障害要因の把握</p> <p>(1) 就労障害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの<u>確に、年1回以上は把握されているか。</u></p> <p>また、検診命令に従わない場合には、保護の停止等の措置が適切に行われているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p> <p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力を活用しているか否かについては、</p> <p>①稼働能力</p> <p>②稼働能力を活用する意思</p> <p>③稼働能力を活用する就労の場があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。</p> <p>イ 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、求職活動状況申告書（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。<u>就労・求職状況管理台帳が整備されているか。</u></p> <p><u>また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ、内容を把握し、必要な指導が行われているか。</u></p> <p>ウ 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳等で適切に把握されているか。</p> <p>エウ 就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>オエ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>カ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>キオ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。 また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等から総合的に勘案し、稼働能力が活用されていない場合は、転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>クカ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キ <u>被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要が認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることが伝えられているか。</u></p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況</p> <p>ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>オ ひとり親世帯就労促進費による一時扶助の適用について、適切に行われているか。</p> <p>(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況</p> <p>債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</p> <p>(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、<u>町村役場</u>、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り、納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付等の手続きをとることにより改善が図られているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定事務の確保</p>	<p>1 保護の開始 保護の開始は、<u>急迫性がないにも関わらず</u>要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。</p> <p>2 保護の廃止 (1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、<u>医療費、介護費用等を含めて適正に</u>要否の判定を行い決定されているか。 (2) 「辞退届」による廃止 ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。 イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。 ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、<u>必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に</u>対応されているか。 (3) 指導指示違反による廃止 ア 指導指示内容は被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるか。 イ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。 ウ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、<u>必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に</u>対応されているか。 (4) 保護の廃止に係る助言指導及び連携 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や後期高齢者医療への加入等、必要な諸手続について助言指導がされているか。 また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮がされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の<u>開始及び変更等並びに停止及び廃止</u>が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況 (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。 (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条ケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか、<u>年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか</u>等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。 (2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p>